事務連絡

北九州・大阪・豊田事業対象地域 各府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)御中

> 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

継続保管物に係る取扱いの変更について(依頼)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等や北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等であって中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)との処理委託契約が発効していないものについては、「継続保管物に係る令和4年1月以降の取扱いについて(依頼)」(令和3年12月16日付け事務連絡、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室)により、当該継続保管物に係る保管事業者等への指導及び情報の整理等を依頼したところである。

今回、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について処理体制の見直しを行い、継続保管物に係る取扱いを変更したので、下記のとおり留意いただくとともに、今後の対応をお願いしたい。

記

- 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理体制の見直しについて
 - (1) 北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等について
 - ・北九州事業対象地域内で継続保管されている変圧器・コンデンサー等については、 当面の間はJESCO大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所で処理するよう処理体制を変更する。
 - (2) 北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等について
 - ・北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等については、令和4年3月 31 日をもって計画的処理完了期限が到来したところであるが、当面の間は処理を 継続する。

(3) 新たな処理体制の開始時期について

・1-(1)及び1-(2)の開始時期は、令和4年6月以降を予定している。なお 1-(1)に係る具体的な処理方針等(例えば、エリア分けの考え方、想定される スケジュール、行政処分等の対応など)は、別途お示しする予定。1-(2)につ いては、現在、JESCO北九州PCB処理事業所において施設の点検等を実施し ているところであり、安全を確保したうえで処理を行う予定である。

(4) 保管事業者等への案内等について

- ・継続保管物調査票を地方環境事務所へ提出した継続保管物については、その保管 事業者等に対し、各府県市において、JESCOへの処分委託が可能となったこと について、周知をお願いしたい。
- ・なお、JESCOにおいても、継続保管物調査票を基に、当該保管事業者等の処理 意向等も踏まえながら登録作業を行う。その際、保管事業者等に対して継続保管物 調査票に記載された内容の確認や補正等を行う場合も想定されることから、各府県 市においても、適宜JESCOとの連携・協力をお願いしたい。

2 継続保管物調査票に関する留意事項について

- (1)継続保管物調査票の作成終了時点とその後の対応について
 - ・継続保管物調査票は、令和4年4月26日までに各府県市において把握した高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について作成いただき、それ以降新たに発見された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。)第8条第1項の届出及び1-(1)に係るものは上記の今後お示しする具体的な処理方針等も踏まえてJESCOへ機器登録又は1-(2)に係るものはJESCOへ搬入荷姿登録を行うよう、保管事業者等へ指導いただきたい。

(2) 継続保管物調査票の提出について

・作成した継続保管物調査票については、令和4年5月13日までに地方環境事務所へ提出をお願いしたい。

3 保管事業者等への指導に関する留意事項について

- (1) 北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等に係る指導について
 - ・北九州事業対象地域内で継続保管されている変圧器・コンデンサー等については、 継続保管となっていた期間が長期に渡っているものがあること、中小企業者等が 負担する処理費用を軽減する事業の対象外となること等から、JESCOとの契 約等に関する手続きが円滑に行われない可能性がある。このような状況を踏まえ、 各府県市におかれては、JESCOへの処分委託が可能となったことを保管事業者

等に周知し、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する意向を有しているか確認の上、円滑に処理が行われるよう適切な指導をお願いしたい。

- ・令和4年4月26日以降に新たに発見されたものについては、2-(1)も参照されたい。
- ・上記の今後お示しする具体的な処理方針等の中で、代執行を含めた行政処分等の対 応について明らかにする予定。
- (2) 北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等に係る指導について
 - ・北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等についても円滑な処理が 行われるよう保管事業者等へ周知及び適切な指導をお願いしたい。
 - ・令和4年4月26日以降に新たに発見されたものについては、2-(1)も参照されたい。

(3) 予算の適切な確保について

・3-(1)及び3-(2)の指導にも関わらず、今後もポリ塩化ビフェニル特別措置法第10条第1項に違反する状態が継続する場合においては、同法第13条第1項に基づく代執行が必要となることから、要する費用について予算要求等の措置をお願いしたい。

4 その他

- (1) 大阪事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等について
 - ・大阪事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、令和4年3月31日をもって計画的処理完了期限が到来したところであるが、当面の間は処理を継続することから、「大阪事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等(変圧器・コンデンサー等)の処理に係る令和3年度後半以降の行政処分等の対応について(通知)(令和3年11月19日付け環循施発第2111195号)」でお示ししたとおり、引き続き御対応いただきたい。

(2) 豊田事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等について

・豊田事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、令和4年3月31日をもって処分期間が終了したところであり、「豊田・東京・北海道事業対象地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間の終了を受けた対応に係る基本的な考え方について(通知)(令和4年4月1日付け環循施発第2204014号)」でお示ししたとおり、引き続き御対応いただきたい。